

II 長期的にみた労働経済の構造変化—労働経済の構造変化と安定成長の条件—

3 勤労者福祉の問題点と対策の方向

〔4101〕 昭和49年から50年にかけての低成長下で勤労者の生活や福祉面にも大きな変化が現れた。

勤労者福祉面では労働環境や生活環境などの変化にみられるように、ここ1～2年の間に改善が進んだ面もある反面、雇用環境の悪化などに伴ってこれまでと変わった問題も生じてきている。

また、勤労者生活面では消費の節約や合理性を重視する考え方が強まると同時に、低所得層などできびしい消費抑制が行われるなどの変化もみられた。

〔4102〕 今後わが国の経済が高度成長から相対的に低い成長軌道へと移行するのに伴って労働経済の構造や労働慣行などの面においてもさまざまな変化が現れることが予想され、勤労者福祉の問題についてもこれまでの高度成長期とは異なった新たな問題が発生することが予想される。

以下、最近の勤労者生活の実態の分析を通じて今後における勤労者生活の安定と福祉の向上を図っていくための問題点と対策の方向について検討してみよう。

II 長期的にみた労働経済の構造変化—労働経済の構造変化と安定成長の条件—

3 勤労者福祉の問題点と対策の方向

(1) 低成長下における勤労者福祉の動向と問題点

〔4103〕昭和30年代以降の日本経済の高度成長下で勤労者福祉の改善は大幅に進んだ。しかし同時に、さまざまなひずみも生じた。こうした高度経済成長下で発生したひずみの中には、日本経済の成長率が減速化することによっておのずから是正されるものもあるが、相対的に低い経済成長へ移行することに伴って新たに生じてくる問題もある。

そうした勤労者福祉のさまざまな問題について、ここ1～2年の低い経済成長の下における動きを中心に検討してみよう。

II 長期的にみた労働経済の構造変化—労働経済の構造変化と安定成長の条件—

3 勤労者福祉の問題点と対策の方向

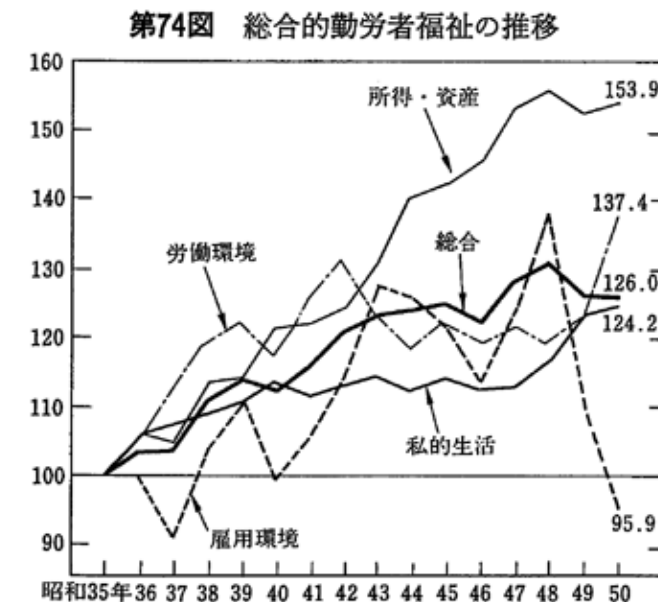
(1) 低成長下における勤労者福祉の動向と問題点

1) 福祉水準の変化

〔4104〕 かつて昭和45年および46年の「労働白書」において勤労者福祉指標の開発を試みたことがある。それは勤労者の職場内外を通じた福祉の状況な1)雇用機会,能力開発などの雇用環境,2)労働時間,安全衛生などの労働環境,3)所得・資産,4)住居,通勤,余暇などの私的生活環境の4つの分野に分けて,その改善のテンポを数量化して示そうとしたものである。

この勤労者福祉指標の推移をみると,昭和30年代は4つの分野がいずれもそろって順調に改善傾向をたどっていた(第74図)。また,40年代前半においても41年から43年頃まではこの傾向が続いていた。しかし,40年代中頃からいくつかの分野において指標の停滞がみられるようになった。例えば35~39年,41~43年,43~45年のそれぞれの期間について指標の動きを比較すると,35年から39年の間はすべての指標が上昇しており,41年から43年の間は労働環境を示す指標は停滞しているものの,その他の指標は改善を続けていた。次の招年(昭和44年)から45年の期間になると所得,資産の動きを示す指標は改善テンポが速くなっているものの,他の指標はすべて停滞ないし悪化している(第75図)。こうした40年代中頃に現れた変化は,高度経済成長期にみられた勤労者福祉面におけるいわばはずみということができよう。

第74図 総合的勤労者福祉の推移

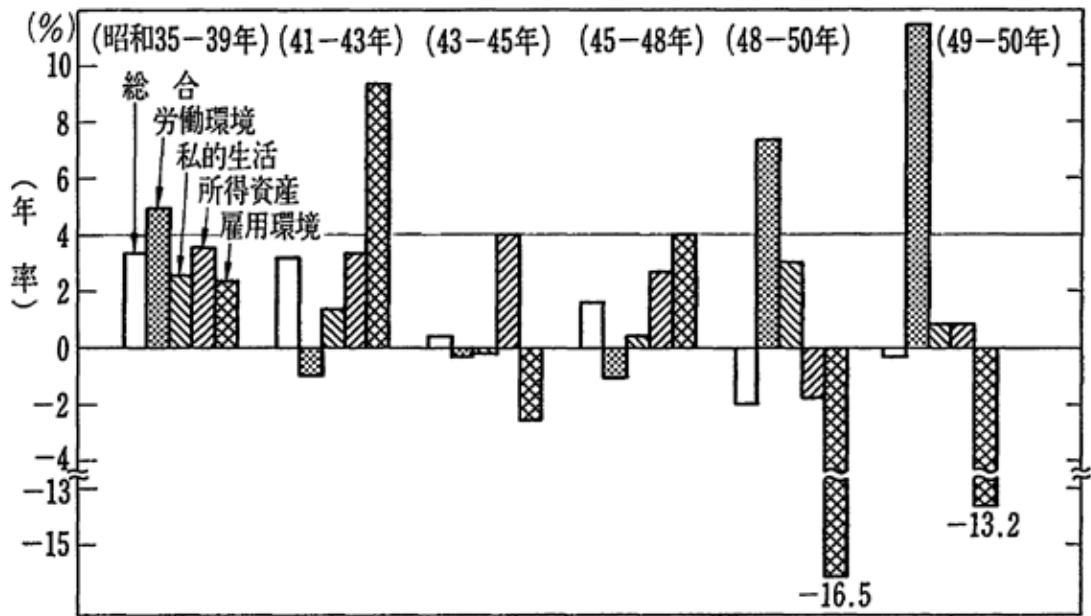


資料出所 労働省労政局労働経済課試算

(注) 勤労者福祉指標の算定方法については付属統計表第88表脚注を参照。

第75図 勤労者福祉の改善テンポ

第75図 勤労者福祉の改善テンポ



資料出所 第74図に同じ。

〔4105〕 昭和48年2月に閣議決定された「経済社会基本計画」は高度経済成長のもたらしたひずみとして1)住宅・生活環境整備の立遅れにみられる社会資本ストックの不足や社会保障の遅れ、物価や地価の上昇など不均衡の表面化、2)公害の激化や自然破壊など高密度社会の弊害の拡大、3)自然環境や資源等の制約などをあげている。上述の40年代中頃における勤労者福祉指標にみられた諸変化はこうしたひずみを反映したものとみることができよう。

例えば住宅、生活環境整備の立遅れや地価の上昇は、所得・資産指標の中の持家比率の停滞や、私的生活環境指標の中の通勤時間の増大となって現れているし、物価の上昇は所得・資産指標の中の実質金融資産の改善のテンポの停滞となって現れている。また、私的生活環境指標の中の交通事故死傷者の増加や有病率の上昇などや労働環境指標の中の労働災害や業務上疾病などの増加にもそれが現れている(付属統計表第88表参照)。

〔4106〕 こうした勤労者福祉の動向は、ここ1~2年の低い経済成長の下でかなり変化してきている。福祉指標の総合的水準は、過去の不況期に比べて49年の低下幅が大きかったが50年には下げ止まった。

しかしその内容をみると、必ずしもすべての指標が一様な動きを示しているわけではない。40年代中頃に問題となった私的生活環境や労働環境などは、ここにきてこれまでになく改善が進んでいる反面、所得・資産や雇用環境などの面では停滞がめだっている。

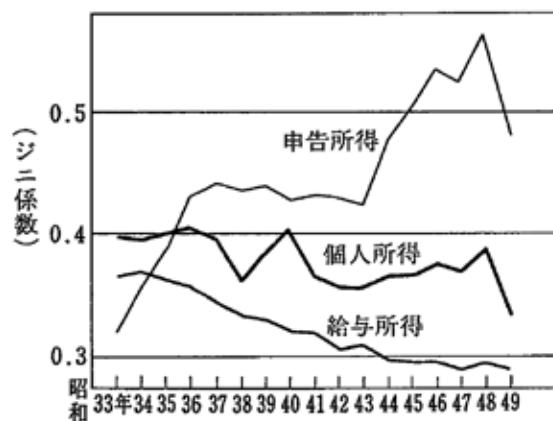
〔4107〕 また同じ私的生活環境分野の中でも、交通事故や有病率などの健康安全面では顕著な改善がみられる反面、住居・通勤などの面では依然として停滞が続いている。また労働環境面では、労働災害の度数率の低下など安全衛生面で改善のテンポが大きかったのに加えて、所得医療保障などの面でも改善が顕著であった。

このことは、高度経済成長過程で起こった問題点のいくつかは成長率の低下に伴って緩和ないし解消される面があることを示していると同時に、単に成長率が低くなるだけでは改善が進まない側面もあることを示しているといえよう。

〔4108〕 また、高度経済成長の過程で起こった問題が成長率の低下に伴って解決される可能性を持つことを示す別の例として、所得分布が昭和49年に入って改善されたことをあげることができる。

第76図 申告所得,給与所得,個人所得の均等度

第76図 申告所得，給与所得，個人所得の均等度



資料出所 国税庁「民間給与の実態」
「申告所得税の実態」
(注) 個人所得=申告所得+給与所得

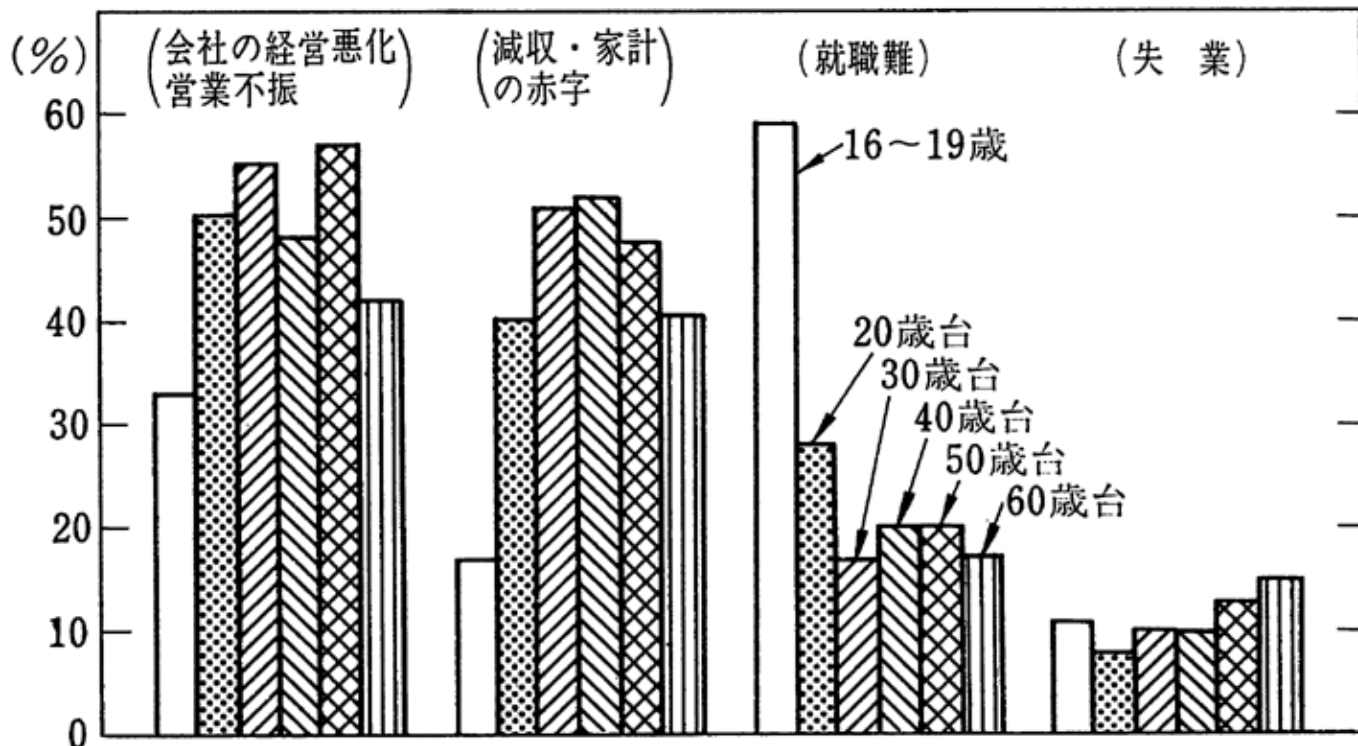
国税庁の「申告所得税の実態」と「民間給与の実態」によって、事業所得者や財産所得者などの申告所得と給与所得とを合わせた個人所得全体としての分布の均等度をみると、49年には申告所得のジニ係数が大幅に低下し、その影響で個人所得全体の分布のジニ係数も大きく低下して所得分配の均等化が進んだことを示している。このように申告所得についてのジニ係数が大幅に低下したのは、譲渡所得の減少を反映して高額所得層での所得が大幅に減少したことによるところが大きく、年間所得2,000万円をこえる所得階層は前年に比べ人員で56%減、金額で65%の減少を示している。また49年の申告所得金額は、前年に比べ25%減少したが、そのうち譲渡所得金額は73%減と、前年の87%増とは様変わりしている。

〔4109〕 今後の勤労者福祉問題を考える上で重要なことは、経済成長が減速することに伴って新たに起こってくる問題があるということである。なかでも上述の福祉指標面にも強く現れているように、雇用問題が福祉面で大きな影響を与えることである。

今回の不況による雇用環境の悪化は、既に述べたとおりであるが、こうした変化は勤労者意識の上にも就職難や失業不安など大きな影を落している。

第77図 年齢別にみた不況の受けとめ方

第77図 年齢別にみた不況の受けとめ方



資料出所 毎日新聞社「暮らしの意識調査」(50年11月末)

(注) 「あなたはどうかで不況を感じますか」という質問に対し「自分が不況の被害を受けた」、「身近な人が不況の被害を受けた」と答えた人について「その内容は具体的には次のうちどれですか」と質問し、それぞれの項目に答えた人の割合(重複回答による)

[4110] 勤労者にとって雇用不安感、高度経済成長の下では長い間忘れられていたものであった。昭和25年に行われた国立世論調査所の「失業問題に関する世論調査」では国民の31%が「失業問題は深刻だ」と答え、また雇用者とその家族の12%が「近いうちに失業の心配がある」と答えていた。その後の意識調査では、34年に失業の不安をあげた者は6%に減り、36年から38年間の調査で「失業その他職業上の不安」をあげた者は10~11%となっていた。また政府に対する要望として「完全雇用・失業対策」をあげた者は36年には8%、39年には7%、40年には6%、41年と42年には4%と少なくなり、高度経済成長と労働力不足の進行に伴って雇用不安が少なくなり忘れられていったことを示している。そしてついに40年代後半には意識調査の質問項目からもこうした雇用不安に関するものは消えてしまった。それが今回の不況で一挙に表面に出てきたのである(第77図)。

[4111] 今回の不況下における失業者の増大は、欧米諸国に比べればわが国は少ない。これは、わが国には終身雇用制といわれる雇用慣行があつて、企業が不況下でもできる限り離職者の発生を少なくしようとするからである。

こうした雇用慣行は、一方では失業者の増大を抑制する役割を持つが、しかし同時に他方ではいったん失業すると大変不利な状態に追い込まれることを意味している。今回の不況下において失業者の増大は欧米諸国に比べれば少ないが、その中身をみると、欧米諸国と違ってわが国は中高年男子の失業の増大が大きくなっている。それだけに失業問題は数字に表れている以上に深刻化していたと考えられるし、勤労者福祉の面にも大きな影響を与えたものと推測される。これからの相対的に低い経済成長の下で勤労者福祉の向上を進めるためには雇用の安定を図ることが第1の条件であるといえよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

II 長期的にみた労働経済の構造変化—労働経済の構造変化と安定成長の条件—

3 勤労者福祉の問題点と対策の方向

(1) 低成長下における勤労者福祉の動向と問題点

2) 消費抑制の実態と問題点

〔4112〕 今回の不況下における勤労者生活と福祉の動きの中で、次に注目されることは、不況の影響などにより、実質所得の改善が停滞したり雇用不安が強まった場合に、勤労者世帯が消費面できびしい抑制態度をとり、将来の不安に備えて貯蓄の増加を積極的に行おうとする態度をみせる傾向があることである。

〔4113〕 昭和49年には物価の異常な高騰の中で、平均消費性向が大幅に落ち込み、消費が抑制されたが、これには2つの側面がある。

1つは、これまでの高度成長下で生活の便利さや快適さを求めるあまり、ややもすれば消費が安易に行われがちであったのが、いわゆる石油ショックと不況の長期化などをきっかけとして、消費態度に合理性や節約を重視する考え方がみられるようになったことである。

49年1月の「国民生活に関する世論調査」では、「日頃から節約を心がけている」者が68%、「今までは節約をしていなかったが、今後は心がけようと思う」者が25%であったのが、49年11月の同調査では「日頃から節約を心がけている」者が86%に増え、さらに50年5月の調査でも、この割合は86%と変わっていない。

〔4114〕 48年末のトイレット・ペーパーなどにみられた激しいもの不足状態の下での勤労者世帯の対応を経済企画庁の「消費者動向予測調査」でみると、「貯蓄を減らし消費にまわす」(35%)、「これまで以上に貯蓄する」(9%)といった消費と貯蓄のバランスを変えたり、「収入を積極的にふやす」(26%)ことによって異常事態に対処しようとする行動とともに、「バーゲンや安い店をさがす」(71%)、「買う時期を先に延ばす」(34%)、「安い代替品で間に合わせる」(25%)といった消費に工夫をこらさず態度を強めているのがめだった。

〔4115〕 また節約重視の消費態度は、当初のもの不足や激しい物価上昇などによってもたらされたいわばせっぱつまった消費切りつめ行動から、長期的にはより合理的な選択を重視する態度へと変わってきている。

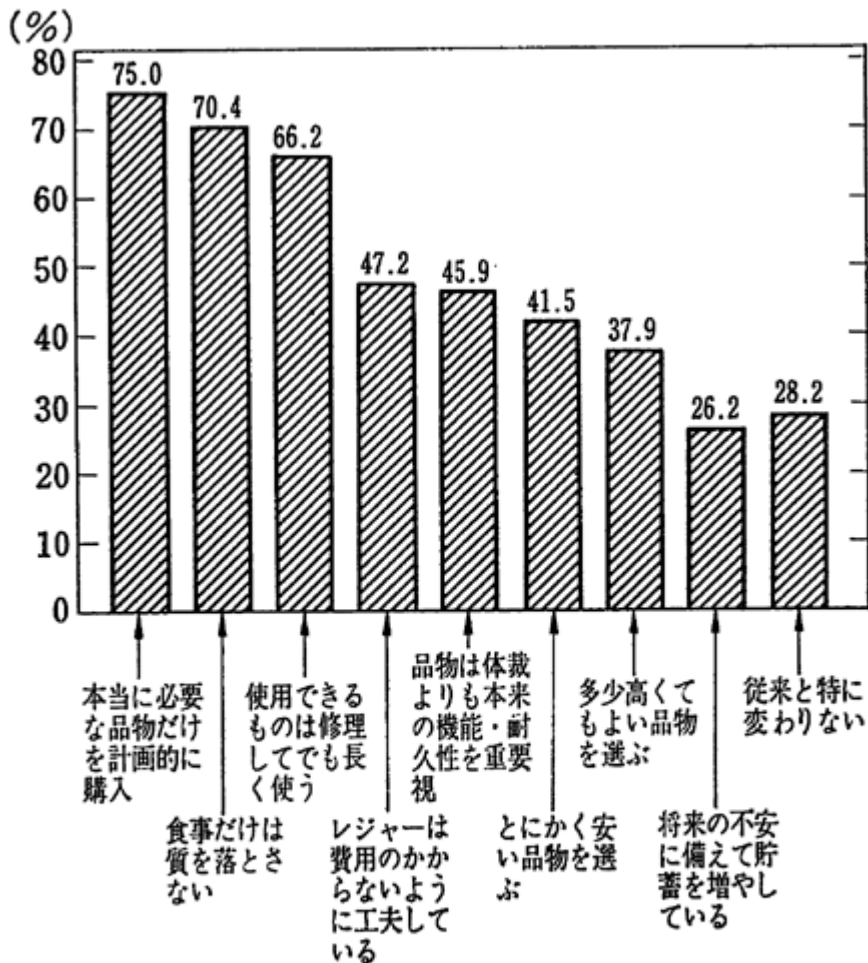
「国民生活に関する世論調査」によると、49年11月には「エネルギー資源には限りがあるので、石油・電気・ガスなどについてはできるだけ節約する必要がある」とする者が25%、「従来の消費態度を反省する必要があるので、エネルギー資源に限らず生活全般について節約する必要がある」とする者が63%あり、50年5月においてもこの割合は60%とほとんど変わっていない。

〔4116〕 節約することの意味について、49年11月の同調査では、「欲しい物をがまんする」(13%)、「生活を切りつめる」(11%)、「安い物で間に合わせる」(6%)をあげた者は少なく、「物を大切に使う」(52%)、「むだを省く」(43%)、「物を効率的に使う」(30%)、「合理的な生活をする」(25%)などが多くあげられている。

消費行動変化の具体的な内容について、50年5月の「消費者動向予測調査」では、「本当に必要な品物だけを計画的に購入するようにしている」(勤労者世帯の75%)、「使用できるものは修理してでも長く使うようにしている」(66%)、「品物は体裁よりも本来の機能性、耐久性を重視している」(46%)、「レジャーは費用のかからないように工夫している」(47%)などがあげられている(第78図)。

第78図 消費節約の考え方

第78図 消費節約の考え方 (勤労者世帯)

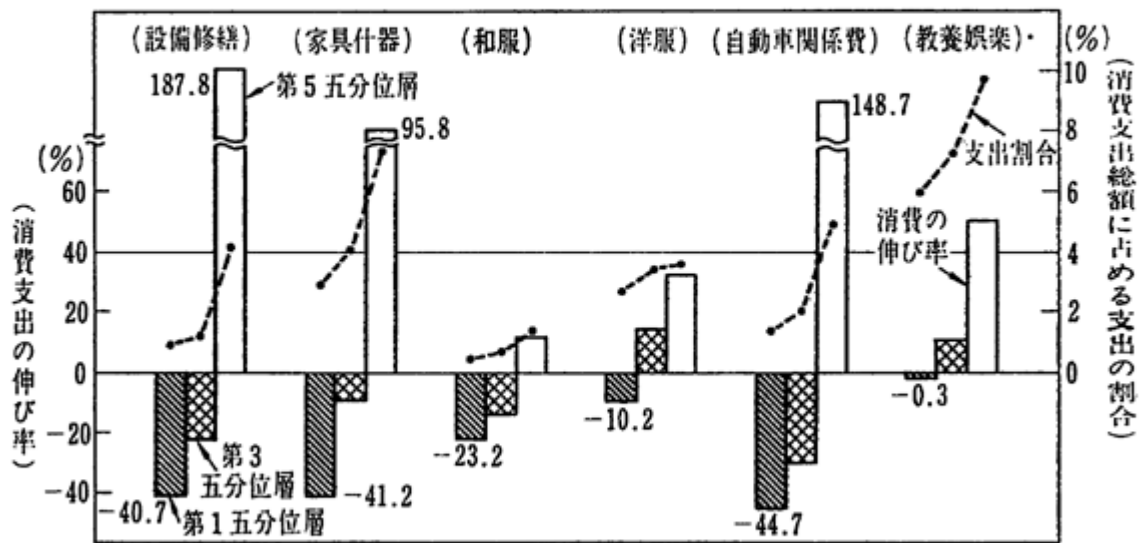


資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」
(50年5月)

[4117] 消費抑制のもう1つの側面は、将来の不安に備えて消費を切りつめる動きがみられたことである。これは低所得層の消費態度に最も強く現れている。勤労者世帯を年間収入の金額によって収入の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得が最も低い第1五分位階級(昭和49年において年間平均収入が113万円の層)について、今回の不況下における消費動向をみると、49年には大幅な物価上昇が続いている中で消費支出が名目額で減少した費目がかかなりみられた。例えば大きな費目では住居費、被服費、雑費が減少しているし、住居費の中では設備修繕費と家具什器費、被服費の中では和服、洋服など、雑費の中では保健医療費、自動車関係費、教育費、教養娯楽費が減少している(第79図)。

第79図 所得階級別消費の伸び率と支出割合

第79図 所得階級別消費の伸び率と支出割合 (人口5万以上都市勤労者世帯, 昭和49年)



資料出所 総理府統計局「家計調査」

このようなきびしい消費抑制は第1五分位階級だけでなく、その上の階級でもみられ、設備修繕費や家具什器費、和服などは第3五分位階級まで、自動車関係費などは第4五分位階級まで名目支出がマイナスになっている。また、こうした名目消費支出の減少はどちらかというとも必需的な支出よりも、随意的な支出に多くみられる(付属統計表第90表参照)。

こうして49年には低所得層を中心にきびしい消費抑制がみられたが、その対象となった費目は生活の高度化や多様化の欲求を充足する費目であり、もともと低所得層での支出の割合が小さい費目であるだけにその影響は大きかったといえよう。

〔4118〕 こうした低所得層における消費抑制の背景としては、低所得層の所得の伸びが、特に49年において相対的に小さかったことがあげられる。第1五分位階級の実収入の伸びは、49年平均で前年比18.3%であったが、これは他のいずれの階級よりも小さかったその原因はこの層のボーナスが前年の水準を下回ったことによるものであった。

〔4119〕 このようにきびしい消費抑制態度をとった第1五分位階級に属する世帯の属性をしてみると、次のような特徴がみられる。

その第1は、小零細企業に働く勤労者の世帯が多いことである。世帯主の勤め先の産業は、各所得階級とも製造業が多いが、所得の低い第1五分位階級では卸売業・小売業、建設業の割合が他の階級に比べて多く、所得の高い第5五分位階級は公務、サービス業の割合が相対的に大きくなっている。また勤め先の規模別には、低所得層は小零細企業の割合が多く、例えば第1五八位階級には勤め先の規模が100人未満の世帯主が55%と過半数を占め、1,000人以上は16%であるのに対し、第5五分位階級の場合は100人以上が53%、1,000人以上でも35%を占めている(付属統計表第92表参照)。

〔4120〕 その第2は、民営借家居住世帯が多く住宅事情が恵まれていないことである。第1五分位階級では民営借家居住世帯が36%と、第5五分位階級の13%、第3五分位階級の23%に比べて高い割合を占めており、持家比率は第5五分位階級では80%に達しているのに対し、第1五分位階級は43%に過ぎない。

〔4121〕 第3の特徴は、低所得層には若年層が相対的に多く、高所得層には年齢の高い階級が多くなっていることである。第1五分位階級と第5五分位階級の世帯主の年齢構成を比較すると、第1五分位階級は30歳未満が21%を占めているのに対し、第5五分位階級は30歳未満は4%しかなく、40歳台が38%を占め最も多くなっている。

このため、低所得層は概して世帯人員が少なく、子供の年齢も低いのに対し、高所得層では4～5人世帯が60%以上を占め、高校や大学へ通う子供のいる世帯割合も低所得層より高くなっている。

〔4122〕 こうした年齢構成等にみられる特徴と関連して注目されることは、第1五分位階級の中に、世帯主の年齢が40歳台の人が20%、50歳台の人が11%も含まれており、しかも有業人員が2人以上の世帯が34%、高校以上の学校に通う子供のいる世帯が9%も含まれていることである。

年齢が高く収入の少ない労働者層としては、勤続年数が短く雇用が不安定な層が想像されるし、また有業人員が多くても世帯収入が少ないことは就業条件が悪いことを示している。こうした世帯における消費の変化が、49年における低所得世帯の消費動向に強く反映されているものとみられる。

〔4123〕 昭和50年に入ると、消費者物価の沈静化に伴い、前年は実質でマイナスになった実収入、消費支出がプラスに転ずるなど、収支ともに回復の動きがみられた。平均消費性向も第1五分位階級を除く各層で前年より上昇した。前年にきびしい消費抑制が行われた随意的な費目についても、消費支出の伸びが大きくなるなど、消費抑制緩和の動きがみられるようになった(付属統計表第90表参照)。

II 長期的にみた労働経済の構造変化—労働経済の構造変化と安定成長の条件—

3 勤労者福祉の問題点と対策の方向

(1) 低成長下における勤労者福祉の動向と問題点

3) 増大する非消費支出

〔4124〕 今1つ最近の勤労者家計の動向の中で注目されるのは、勤労者世帯の支出の中で消費支出以外の割合が増大していることである。

勤労者世帯の家計支出の規模は、年々大きくなり、昭和50年には40年の3.8倍に達している。その内訳を消費支出とその他に分けると、消費支出の割合はこの間に51.3%から45.5%に低下し、代わってその他の支出の中の貯蓄や財産購入および財産購入に関連した土地家屋借入金返済の割合などが増大している(付属統計表第93表参照)。

〔4125〕 このうち貯蓄については、今回の激しい物価上昇ときびしい不況下においても増大傾向が続き、昭和40年に12.0%を占めていた貯金は、48年には17.6%に増え、さらに49年には18.5%、50年には18.9%に増大している。そして今回の不況下での動きの中で注目されることは貯蓄の積増し率(可処分所得に対する貯蓄の積増し額の割合)は49年、50年ともに48年までの傾向と比較してあまり変化がみられないのに対し、49年には取り崩し率が小さくなって貯蓄の大幅な増大がもたらされていることである(付属統計表第94表参照)。これは勤労者世帯が49年には貯蓄の取り崩しを抑えて消費抑制の態度を強めたことを示しているといえよう。

〔4126〕 一方、財産購入やそれと関連する借入金返済の増大は、勤労者家計の支出総額に占める割合からみると現在はまだ小さい。例えば、財産購入は昭和40年当時0.8%であったものが50年に2.0%に増えている程度であるし、また土地家屋借入金返済も、資料の得られる45年は0.7%であり50年でも1.2%にとどまっている。

しかしこれは負債を保有しない世帯も含めた平均であるため低くなっているという面があることを考慮する必要がある。住宅金融公庫の一般個人住宅資金利用者のみについての調査でみると、土地家屋借入金返済負担率は月収の20%に達しているし、こうした住宅・土地のための負債の保有世帯割合は、「貯蓄動向調査」によると年々増加する傾向にあり、45年には16%であったものが49年には22%をこえるところまで増大してきている。

〔4127〕 また「家計調査」によって土地家屋借入金の借入れと返済の状況を世帯主の年齢別にみると、以前は借入世帯は中高年齢層に多かったのが、最近では20歳台の世帯にまで広がってきている。例えば可処分所得に対する土地家屋借入金の割合は、46年には35～39歳層が最も多く、勤労者世帯の平均借入割合の2倍以上もあったのが、49年にはその割合が25～29歳層の方が多くなつてきている(第80図)。

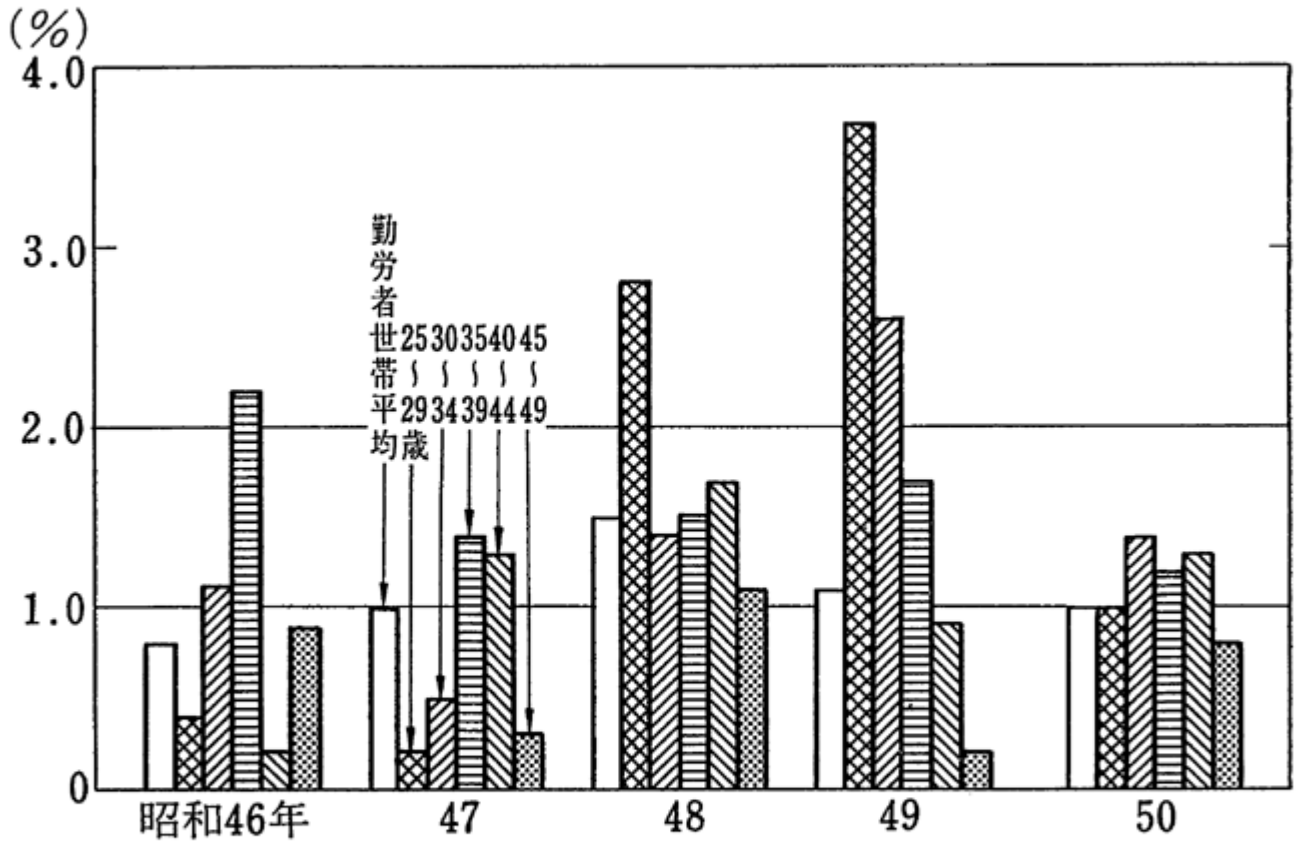
このため借入金返済が若い世帯から始まり高齢者世帯まで続くという傾向がみられるようになってきている。これに対し返済負担割合は中年層で大きく、50年には25～29歳層が可処分所得の1.3%にとどまっているのに対して、30～34歳層では2.1%、35～44歳層では2.6%、45～49歳層では2.5%に達している。

〔4128〕 これには住宅価額などが所得の伸びを上回って上昇していることが影響している。住宅金融公庫の「一般個人住宅資金利用者調査」によると、住宅建築費(土地費を除く)は、昭和43年には年収の2.1倍であったのが、49年には3.2倍に上昇し、50年にはやや低下して2.9倍になっている。こうした条件下で建築資金を外部からの借入金に依存して調達する割合が急速に高まっていることも家計負担を大きくしている。住宅金融公庫資金利用者についてみると、40年代前半には、手持金4割、外部借入金6割であったのが、48

年,49年には手持金3割,外部借入金7割になり,50年には建築資金のほぼ4分の3を外部借入金に依存するようになってい

第80図 土地家屋借入金の可処分所得に対する割合の変化

第80図 土地家屋借入金の可処分所得に対する割合の変化
(全国勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注) 昭和49年までは夫が世帯主である世帯の夫の年齢別。50年は世帯主の年齢別の数値である。

土地家屋借入金返済は長期にわたる性格を持っている。そこでかりに今後とも土地家屋購入のために借入れを行う世帯がこれまで同様に増え続けると仮定すると,借入必要額が相対的に高まらないとしても5年後には可処分所得の約5%,10年後には10%程度になると推定される。

こうした非消費支出の増大傾向については,今後の日本経済の相対的に低い成長の下において勤労者生活の安定・向上の観点からはもとより,さらに広い立場から検討することが必要となろう。

II 長期的にみた労働経済の構造変化—労働経済の構造変化と安定成長の条件—

3 勤労者福祉の問題点と対策の方向

(2) 勤労者福祉対策の方向

〔4201〕 今後わが国経済は、資源やエネルギーの供給制約などから、安定的な成長への移行をせまられている。こうした経済動向の変化はこれまでみてきたように勤労者生活の面にもさまざまな影響を及ぼすことが予想される。労働力の需要は高度成長期におけるようには伸びず、賃金についてもこれまでのような上昇は期待できない。こうした変化の中で高度成長期を通じて高まった勤労者の生活向上への欲求は、今後とも弱まることはないであろう。したがって、今後は勤労者生活の実態と意識との間にギャップが生ずる可能性がある。

このような見通しに基づいて、今後における勤労者福祉対策の方向について検討してみよう。

〔4202〕 これまで長期・短期の経済変動の中で勤労者の生活を安定させる上でいわゆる終身雇用制や年功賃金など日本的な労働慣行が重要な役割を果たしてきた。終身雇用制は不況期における失業の防止と雇用の安定に役立ってきたし、また年功賃金は年齢とともに増加する勤労者世帯の生計費を安定的に維持するのに役立ってきた。この終身雇用制や年功賃金は企業別労働組合と堅く結びついており、この3者が一体となってわが国の労使関係を長期にわたって安定させる役割も果たしてきた。

しかし、こうした労働慣行は今後経済の安定成長への移行に伴って景気後退期に雇用調整が労働力の面で行われる可能性が強まること、また若年労働者が減少する一方で中高年齢労働者が急増し、労働者の採用、配置などの面でこれまでの雇用慣行を維持することが困難となること、企業の賃金支払能力も従来のようには期待できないことなどを考えあわせると、長期的には徐々に変化が現れてくるものと思われる。

〔4203〕 このような労働経済面の基調変化と、これに伴って生ずる労働慣行上の変化によって生ずるまさをできるだけ小さくし、勤労者の生活を安定させ、引き続き福祉の向上を図っていくためには、どのような施策が求められるべきであろうか。今回の不況期における勤労者生活の実態に即していえば、1つは中長期的に安定的な経済成長を持続しつつ、不況期における雇用保障機能を強化するとともに、労働力各部門間の需給の均衡を通じて雇用を安定させることである。2つは物価の安定を確実なものとし、所得の確保を図るとともに、住宅など社会的資本の整備を進めることである。この場合中高年齢者の所得と低所得者層の所得を維持改善することが重要な課題として取り上げられよう。

II 長期的にみた労働経済の構造変化—労働経済の構造変化と安定成長の条件—

3 勤労者福祉の問題点と対策の方向

(2) 勤労者福祉対策の方向

1) 雇用の安定

〔4204〕不況期における雇用調整をできるだけ小さくするためには、安定的な経済成長を持続し経済の変動幅を小さくすると同時に、雇用保障機能を強化すること、特に中高年齢層の雇用の安定を図ることが重要である。今回の不況期においても、企業あ終身雇用慣行は基本的には変わっていない。しかし生産の減退が大幅でかつ長期にわたったことから雇用調整がこれまでになく広がった。昭和50年1月に発足をみた雇用調整給付金制度はこのような事態に対処して失業者の発生を抑制することを目的とするものであった。これは、企業が一時休業者に対して支払う休業手当を国の労働保険特別会計から補助する制度であるが、今回不況期において生じた企業の人件費負担を緩和する上で、大きな役割を果たした。50年6月には、8,701事業所、42万8,149人の労働者がこの制度の対象となった。

〔4205〕この制度に類似した制度は、諸外国でも設けられており、西ドイツの操業短縮労働手当制度、フランスの部分的失業手当制度、イギリスの週保障協定等がある。アメリカの場合には、雇用調整が労働時間の短縮によるよりもレイオフによる面が大きいため、失業労働者の所得保障に重点をおいた労使間協定に基づく私的な補助失業手当制度がある。各国とも不況期における雇用調整に対応するため、このように種々の仕組みを整備している。今回の不況期において、いずれの国でもこうした制度の対象となる労働者が急増した。

〔4206〕今後とも景気後退期において雇用調整が行われようとする場合に、雇用調整給付金制度が活用されることによって、雇用の安定性を高めることが可能であろう。しかし労働者がいったん離職した場合、特にそれが中高年齢労働者である場合には再就職は容易でない。この問題を解決するためには、不況期における企業内外の雇用保障について、今後、国と労使が協力してさらに新たな対策を考え出す必要がある。特に一定の基金を積み立てて、景気変動や構造変化に伴って生ずる雇用問題に円滑に対処するために活用し得る制度について早急な検討が要請される。

〔4207〕景気後退期における雇用保障機能の強化とあわせて、中高年齢者の雇用の安定に関してつけ加えるべきことは、定年の延長である。中央労働委員会事務局が昭和50年6月に従業員1,000人以上の企業について調査したところによると、男女ともに55歳を定年年齢としている企業が最も多い。大部分の定年到達者は、なお就業を続けることを希望しているし、その必要もある。また平均寿命の長くなっていることから55歳以降直ちに職業生活を離れるということは経済面からも問題がある。特に高年齢者が急増することを考えると、就業の意思と能力のある高年齢者が、自分の持つ能力を活用する機会が与えられることは重要なことだといえる。この場合、高年齢者の生活と雇用の安定を確保する上からは、できるならば同一職場で年金受給年齢に到達するまで継続して就業することが望ましいといえよう。

〔4208〕定年の延長については、のちにふれるような賃金体系の手直しについて検討する必要があるが、その際退職金制度についても検討を要しよう。労働省の「雇用管理調査(昭和49年)」によれば、比較的大きな企業では定年延長に伴う退職金の増額が定年延長の1つの阻害要因となっていることが示されている。定年延長の重要性にかんがみ、今後企業の雇用賃金管理の改善の主要な検討課題の1つといえよう。

また、労働省の「退職金制度調査(昭和50年)」によると、定年退職者の退職一時金の支給額(退職一時金のみを支給する企業について)は、企業規模別にみてかなりの差がある。例えば高卒事務技術職員については、1,000人以上の規模では1,223万円と所定内給与の43.5か月分であるのに対し、30~99人規模では703万円、29.6か月分とその支給額は低く、かなりの格差が残されている。退職金が定年到達者の生活安定に資す

る比重も依然として小さくないので、中小企業退職金共済制度の活用等によってこうした格差の是正を図ることも重要であろう。

〔4209〕 高年齢者の生活の安定を図るためには、定年の延長による雇用の確保と年金制度による所得保障とが適切に組み合わせられることが必要である。わが国の年金制度は、厚生年金、国民年金ともに年々改善が行われ、制度的には欧米諸国の水準に比べて遜色のない給付水準を達成したと評価されている。しかし、年金制度が未成熟な段階にあるため拠出制の老齢年金を受給している老人が少なく、また、拠出年金の受給者であっても短期拠出者が多い。今後は年金制度が成熟化することによって高年齢者の所得が保障され、生活の安定が図られることが期待される。

〔4210〕 高年齢者の雇用の安定とならんで今後重要になると思われるのは高学歴者の就職問題である。今回の不況期においても大企業を中心とした採用手控えから大学卒業予定者の就職問題がクローズアップされた。今後安定成長へと移行するにつれて、企業がこれまでのように大卒者を必要としなくなる一方で、進学率の上昇から大卒就職希望者は増加を続けることを考えると、大企業のホワイトカラーとして就職したいとする高学歴者の希望を従来どおりに満たすことは困難となろう。

また就職したのちも大卒者が管理的な職種に就く機会は相対的に限られてくるので、企業側における大卒者の処遇のあり方について検討が必要である。あわせて大卒者の側でも今後拡大が予想される専門的技術的職業や中小企業への進出など新たな対応が求められよう。

〔4211〕 労働者の雇用の安定を図るためには、職業能力の開発向上を進めることも欠かせない。産業構造の転換、生産技術の進歩は、技能に対する要求を絶えず新たなものとしていくので、雇いを安定させるとともに、労働者の職業生涯を通ずる職業能力開発の要求に応えるためには、これまで以上に労働者が自己の職業能力を開発し向上させる機会の充実について配慮していかなければならない。このため産業の要請と労働者の希望に合致した教育訓練機会の多様化とその整備が図られなければならない。

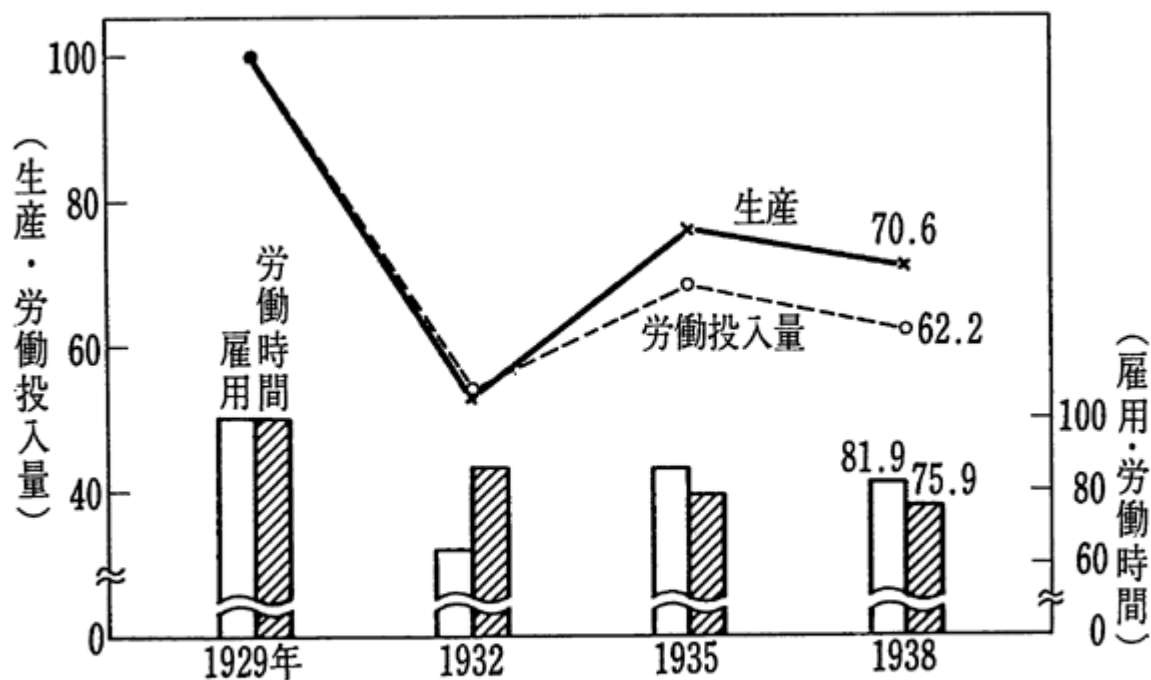
〔4212〕 雇用の安定を確保する上での基本的な要件は労働力の供給に見合った需要を創り出すことである。そのためには中長期的に安定的な経済成長を持続し、完全雇用を達成することを目標とした政策運営が必要である。その際労働経済の面に即していえば労働時間の短縮についても雇用との関連で検討を要しよう。

労働時間の短縮はこれまでどちらかといえば労働条件の改善、労働者福祉の観点からとらえられてきた。しかし今後は雇用機会との関連についても配慮する必要があるだろう。

〔4213〕 例えば、アメリカでは1930年代の不況期に生産、雇用の大幅な減少がみられたが、雇用者数の減少は生産量や労働投入量の減少に比べて小さかった。これはこの間にかなりの労働時間の短縮が行われたことも影響している。生産が最も落ち込んだ1932年から1938年にかけて、生産は34%回復したが、この間に労働投入量は16%増加し、労働者数は31%増加している。これは生産量と労働投入量との伸びの差だけ労働生産性が上昇し、さらに労働投入量と労働者数との伸びの差だけ労働時間が短縮されたことを示している(第81図)。

第81図 アメリカの製造業の生産、雇用、労働時間

第81図 アメリカの製造業の生産，雇用，労働時間
(1929年=100)



資料出所 International Labour Review Vol. XL No. 2
August 1939, 238 頁第 1 表から作成

〔4214〕 わが国の労働時間は欧米諸国に比較してなお長い(付属統計表第95表参照)。週休二日制については、今回不況期にその普及が停滞した。昭和50年現在何らかの形の週休二日制は大企業労働者のほぼ90%に普及しているが、中小企業の労働者についてはまだ40%未満である。この面からも労働時間問題についてさらに検討する余地は残されているといえよう。

II 長期的にみた労働経済の構造変化—労働経済の構造変化と安定成長の条件—

3 勤労者福祉の問題点と対策の方向

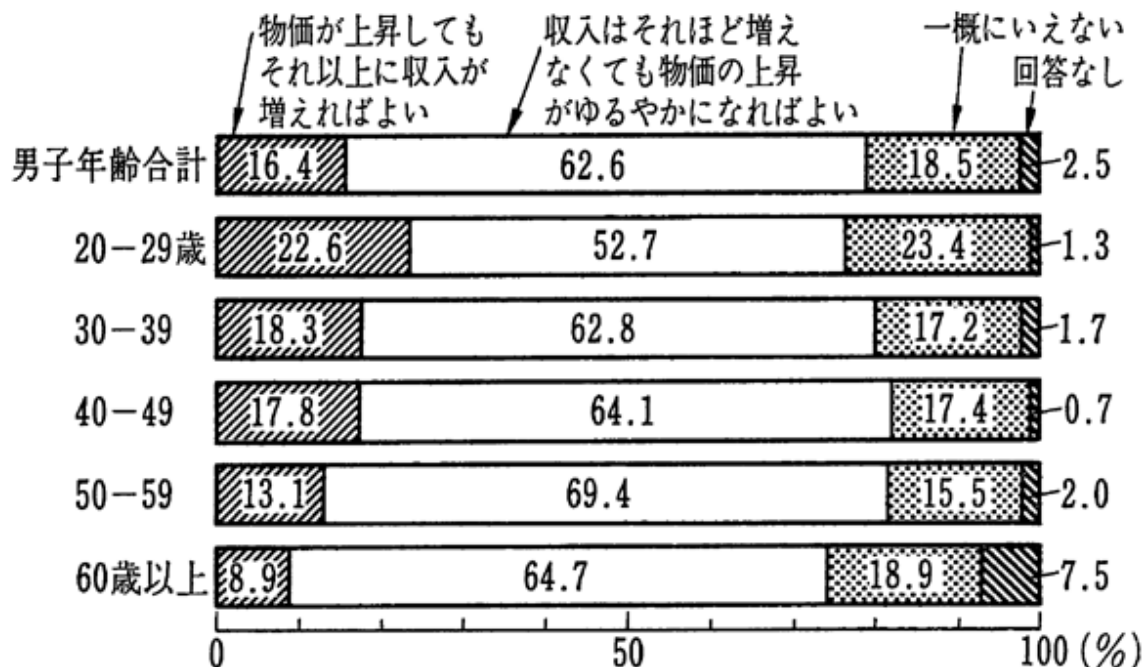
(2) 勤労者福祉対策の方向

2) 所得の確保と社会的資本の整備

〔4215〕 所得の確保について最も重要な課題は物価の安定である。物価の安定が損われた場合における勤労者生活の混乱をわれわれは既に経験している。政府が昭和50年3月に続いて51年3月の物価安定目標を達成したことが、勤労者の生活不安の解消に多大の効果をあげたことを忘れてはならない。この間勤労者の間で物価安定を期待する声は大きく、意識調査によってみても、「物価が上昇してもそれ以上に収入が増えればよい」という考えよりも、「収入はそれほど増えなくても物価の上昇がゆるやかになればよい」とする意見の方が圧倒的に多い(第82図)。しかも、この傾向は若年者よりも中高年齢者において顕著である。これは中高年齢者はフローとしての所得とあわせて、ストックとしての金融資産を相対的に多く保有していることにもよる。今後とも物価の安定にいつそうの努力が必要であるといえよう。

第82図 物価上昇と収入増加についての意識

第82図 物価上昇と収入増加についての意識



資料出所 総理府広報室「国民生活に関する意識調査」
(昭和50年11月)

〔4216〕 中高年齢労働者の所得確保の観点からは、年齢別賃金格差のあり方が問題となるが、今後の相対的に低い経済成長の下においては賃金コストの面から格差を縮小させる力が働くことが予想される。しかし年齢別賃金格差をさらに縮小させることについては今後は問題も出てこよう。年齢別に賃金引上げ額を区別して要求する労働組合の個別賃金要求などもその1つであろう。

今回の不況下で中高年齢者世帯の家計の停滞が大きくなっている。これは高度成長の過程で、中高年齢労働者の賃金の伸びが相対的に小さかった上に、インフレーションの進行によって老後生活への備えとしての貯蓄が目減りし、これを補填する必要があったことが影響していると考えられる。

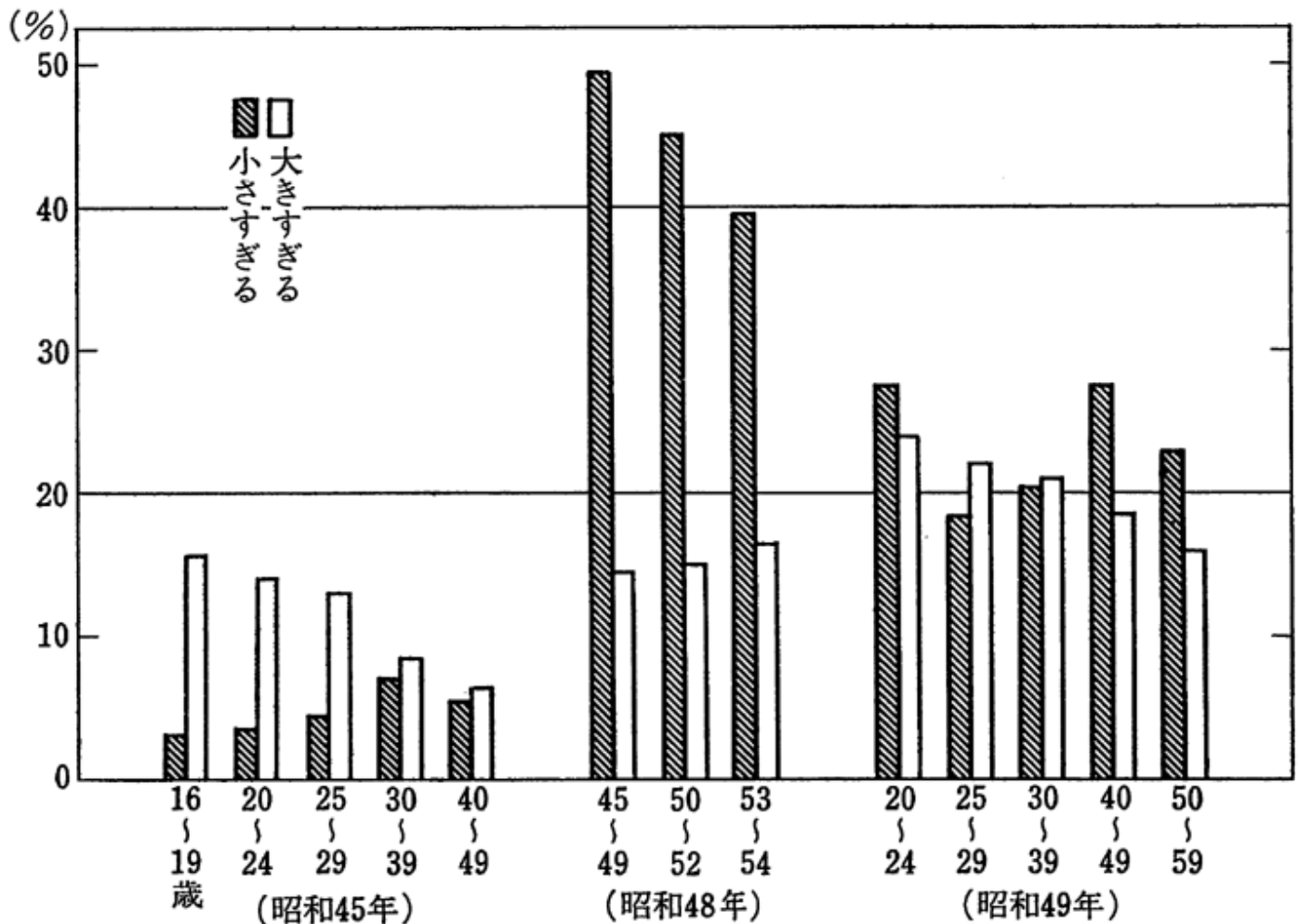
〔4217〕 労働者の間にも中高年齢層賃金の相対的な引上げを求める意見があることは、こうした生活実態を反映したものであるといえよう(第83図)。

今後賃金改善の原資を労働組合がどのように配分するかについて、増加する中高年齢労働者の意見を無視することはできないであろう。しかし他面、賃金体系を中高年齢者の雇用が容易になるよう改める動きも強まろう。

〔4218〕 賃金体系については、当面は定年年齢を延長することとの関連で手直しが求められよう。定年到達者の勤務延長や中高年齢者の再就職を促進する上での大きな障害は賃金問題である。これを解決するためには、生計費との関係に留意しつつ、改善を図っていく必要がある。「家計調査」でみると40歳台後半が最も生計費の高い世代である。わが国勤労者の貯蓄率が諸外国に比較して高いのは、住宅の取得、子供の教育、老後生活に備える面が大きい。今後は予想される賃金面での変化に対応して、こうした点についても配慮しなければならない。

第83図 年齢別賃金格差に対する意識

第83図 年齢別賃金格差に対する意識



資料出所 昭和45年は総理府広報室「勤労者の意識調査」，昭和48年は新日鉄労連「中高年層の意識と要求調査」，昭和49年は総理府広報室「勤労意識に関する世論調査」

(注) 昭和45年は、学歴別賃金格差についての意識も含めた選択肢の一部についての比較である。

〔4219〕 最近の低成長下でみられた勤労者生活面の変化の1つは、所得の低い階層を中心に消費の抑制がみられたことであった。実質消費支出の伸びがマイナスに転ずるほどの消費抑制が行われるような事態を避けるためには、まず低所得層の所得の安定と改善が必要である。今後、安定成長への移行に伴って、業種間、企業間などに賃金格差が拡大するおそれもある。

特に社外工、臨時工、零細企業労働者、家内労働者といった不安定ないし低所得勤労者に対しては、就業機会を安定的に確保することとあわせて最低賃金制度の実効を期さなければならない。

〔4220〕 現在、最低賃金は主として都道府県別、産業別に設定され、制度上適用が及ぶ全部の雇用労働者に適用されている。最低賃金は物価と賃金の上昇に応じて年々改定され、特に最も所得の低い層を対象とする地域別最低賃金については、昭和50年には平均で15.6%引き上げられるなど最近では一般の賃金引上げを上回る改定が行われている。また家内労働者に対する最低工賃の設定も進められており、現在家内労働者のほぼ40万人にその適用が及んでいる。今後もこうした制度の活用によって改善の遅れがちな低所得層の所得の向上を図ることが重要である。

〔4221〕 企業の福利施設は、労働慣行の一環として労働者の生活に深く入り込んでいる。しかし他方では、中小企業の労働者はこうした施設の恩恵に浴する機会が比較的少なく、大企業労働者との間に賃金格差以上の労働条件の格差を生み出すことになっている。この中には退職金、家族手当を初めとして給与住宅、保健、保養施設、体育施設、さらには各種資金の社内貸付制度に至るまで種々さまざまなものが含まれる。

将来、企業はこうした施設の負担軽減を考えることも予想される。このような施設については、給与住宅は別としても一般的には地域的共同的な施設として設置運営される方が広く国民全体に活用されることになり、社会的公正の確保という視点からはむしろ望ましい。

〔4222〕 勤労者生活の安定を図る上で極めて重要な住宅の確保については、勤労者がその能力に応じて適正な費用を負担することが原則であるとしても、自力で適正な居住水準を確保することができない人々については、公的援助による住宅供給の拡充を図る必要がある。この場合公的資金による住宅の供給が、援助を必要とする人々に的確に行われるよう配慮されなければならない。

一方中堅勤労者については持家取得の希望も強い。こうした要望に応えるためには、公庫融資等長期低利の融資制度や住宅ローンのいつそうの拡充が望まれや。また勤労者の財産形成の一環として、財産形成制度の活用による持家取得を奨励することも重要な課題である。

〔4223〕 長期的にみてわが国の労働慣行をめぐって生ずると思われる変化は、今後労働者の間に社会保障制度の充実や社会的資本の整備についての要求を強めることになろう。しかしそのような要求を満足させるためには、労働者自身租税負担や社会保険負担の増大を受け入れなければならない。

もつとも欧米諸国に比較すれば、わが国の場合将来とも企業の果たすべき役割はなお大きいものと思われる。特にこれまでの労働慣行が基本的には今後とも保持されることを考えると、例えば住宅融資制度、勤労者の財産形成、企業年金などについて、企業も相応の負担をすべきであるといえよう。

〔4224〕 予想される労働経済面の諸変化に伴って、終身雇用制を中心とするわが国の労働慣行も影響を受けることが予想される。その際勤労者の生活安定にとってこれまでこうした労働慣行が果たしてきた役割を過少評価してはならない。特にそれは勤労者の生涯を通じてそれぞれの段階に見合った必要を満たすことができた。

高度成長から相対的に低い成長軌道への移行は、勤労者の生活安定への要求を一段と強め、職業生涯を通じた雇用の安定、所得の確保を与えられたものとしてではなく、自ら積極的に求めることになろう。一方労働経済をめぐる変化に伴って、企業側の雇用、賃金管理にも新たな対応がみられよう。国としてはこうした動きに対応して雇用保障機能の強化、低所得層の所得の改善、社会的資本の整備などの施策を必要に応じて進めなければならない。そして労使関係の安定を維持しつつ賃金決定の弾力性を失わないようにし、失業とインフレの悪循環を招くような事態の発生を防止しなければならない。

〔4225〕 近年諸外国においては、西ドイツの新しい共同決定法にみられるように、労働者の参加が現実の問題として取り上げられるようになってきている。また、イギリスでは社会契約の動きが進んでいる。わが国の場合は、これまでも企業内における労使の意思疎通は図られてきた。しかし今後の長期安定成長路線の下においては賃金決定等を通じて労働組合の行動が企業経営のみならず、わが国経済、社会全般の動向に及ぼす影響もますます増大してくるものと思われる。

〔4226〕 加えて、今後わが国は高学歴化社会へ移行しようとしている。高学歴者は一般的にいて社会への参加意欲が旺盛で、しかも仕事を通じてそれを実現したいという意識が強い。労働者の知的水準が向上することは企業経営についても労働者の意向を反映させる可能性が高まることであり、また労働者も賃金決定等を通じて企業経営その他に応分の責任を負うという考え方が強まることになろう。その意味で、今後は労働者の参加制度を推進することも重要な課題となつてこよう。